7　近畿圏空港企画調整官は、命を受けて、近畿圏内の空港等の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課並びに中部圏空港企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　中部圏空港企画調整官は、命を受けて、中部圏内の空港等の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画調整官）

第百二十条　航空事業課に、企画調整官一人を置く。

2　企画調整官は、命を受けて、航空事業課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第百二十一条の見出しを「（大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進室並びに空港国際業務推進官）」に改め、同条第一項を次のように改める。

空港施設課に、大都市圏空港調査室及び空港施設高度利用推進室並びに空港国際業務推進官一人を置く。

第百二十一条第二項及び第三項中「大都市圏空港計画室」を「大都市圏空港調査室」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　空港施設高度利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等（成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港を除く。）の施設の改良に関する事務のうち、高度利用の推進に関する基本的な計画に関すること。

二　空港等の施設の改善に関する調査及び研究に関すること（大都市圏空港調査室の所掌に属するものを除く。）。

第百二十一条に次の二項を加える。

5　空港施設高度利用推進室に、室長を置く。

6　空港国際業務推進官は、命を受けて、次に掲げる事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等の建設市場への外国企業のアクセスの推進に関する施策の実施に関すること。

二　空港等の建設、改良及び維持に係る国際協力に関すること。

三　外国における空港等の建設、改良及び維持に関する調査及び資料の収集に関すること。

第百二十二条第四項中「計画課、環境・地域振興課及び技術企画課」を「安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課」に改める。

第百二十三条の見出し及び同条第一項中「周辺整備事業室」を「空港周辺地域活性化推進室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　空港周辺地域活性化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する対策に関する事業の事業計画及び実施に関すること。

二　空港等の設置及び管理に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関するものに関すること。

三　地域的な航空運送に係る事業の助成に関すること。

第百二十三条第三項中「周辺整備事業室」を「空港周辺地域活性化推進室」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　環境・地域振興調整官は、命を受けて、環境・地域振興課の所掌事務に関する重要事項についての連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二十四条を次のように改める。

（国際調整官、危機管理官及び安全管理推進官）

第百二十四条　安全企画課に、国際調整官及び危機管理官それぞれ一人並びに安全管理推進官三人を置く。

2　国際調整官は、命を受けて、安全企画課の所掌に属する国際関係事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（危機管理官及び安全管理推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　危機管理官は、航空に関する危機管理に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。

4　安全管理推進官は、命を受けて、航空に関する安全管理体制の整備の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を分掌する。

第百二十七条を削る。

第百二十六条の見出し及び同条第一項中「整備審査官」を「設計審査官」に改め、同条第四項中「及び型式証明調整官」を「並びに型式証明調整官及び設計審査官」に改め、同条第六項中「航空機技術審査室並びに型式証明調整官及び整備審査官」を「運航安全課並びに航空機技術審査室並びに型式証明調整官及び設計審査官」に改め、同条を第百二十七条とする。

10　設計審査官は、命を受けて、航空機の型式証明に係る審査に関する事務（国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他の行為をした航空機に係るものを除く。）のうち重要事項に関する事務を分掌する。

11　設計審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席設計審査官とする。

12　首席設計審査官は、設計審査官の所掌に属する事務を統括する。

第百二十五条の見出しを「（航空事業安全企画室、運航審査官、外国航空機安全対策官、小型航空機安全対策官、整備審査官及び航空従事者試験官）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

運航安全課に、航空事業安全監査室及び乗員政策室並びに航空事業安全推進官一人、運航審査官六人以内、外国航空機安全対策官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、整備審査官並びに航空従事者試験官十一人以内を置く。

2　航空事業安全監査室は、航空機の航行の安全の確保並びに航空機の整備に係る航空運送事業及び航空機使用事業に関する業務の監査に関する事務をつかさどる。

3　航空事業安全監査室に、室長を置く。

第百二十五条第八項を同条第十項とし、同条第七項を削り、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　乗員政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空従事者に関する技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明並びに運航管理者の技能検定に係る試験制度に関する企画及び立案並びに国際機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

二　航空従事者の養成に関すること。

三　航空従事者の医学的な適性を確保するための航空身体検査証明に関すること。

5　乗員政策室に、室長を置く。

6　航空事業安全推進官は、航空運送事業及び航空機使用事業に係る航空機の航行の安全の確保に関する政策の企画及び立案並びに推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二十五条に次の七項を加え、同条を第百二十六条とする。

11　小型航空機安全対策官は、小型航空機の航行の安全の確保に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（外国航空機安全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

12　整備審査官は、命を受けて、整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査及び指導に関する事務を分掌する。

13　整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席整備審査官とする。

14　首席整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務を統括する。

15　航空従事者試験官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　航空従事者に関する技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

二　運航管理者の技能検定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

三　指定航空従事者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。